

## 実存論的アプローチによる主権者教育の考察

—アレントの「現れの政治」を足場として—

佐長 健司\*

### A Study of Sovereign Education in the Existential Approach:

Based on Hannah Arendt's Theory "Politics of Appearance"

Takeshi SANAGA

【要約】アレントの「現れの政治」理論を足場として主権について明らかにし、主権者教育について論じる。すなわち、危険な自由意志の実現ではなく、公的領域への現れとしての、ユニークな自己を暴露する言論活動に主権を求める。すると、公的領域の言論活動への参加の場を提供する教育が主権者教育である。そこには、主権者として可能な自己を選び取り、自己変容しようとする実存の学びがある。

【キーワード】実存論的アプローチ、主権者教育、言論活動、ユニークな自己の暴露

#### 1 問題の所在

学校における主権者教育の実践が始まり、拡大している。その背景には、公職選挙法の改正（2016年6月施行）によって、選挙権年齢が18歳に引き下げられたことなどがあるのだろう。

たとえば、文部科学省の「主権者教育の推進に関する検討チーム」の場合である。主権者教育は「主権者に求められる力の養成」を行う教育とし、「単に政治の仕組みについて必要な知識を習得せしめるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせること」を目的とする。また、2015年度の高等学校等の主権者教育実施の調査が行われている。それによれば、特別活動、公民科及び総合的な学習の時間等において、「公職選挙法や選挙の仕組み」の理解、「現実の政治的事象についての話し合い」、「模擬選挙等の実践的な学習活動」等の実施状況が明らかにされている（文部科学省、2016）。

しかし、「主権者教育」を行うに先立って、主権（sovereignty）、及び主権者（sovereign）について明らかにしなければならないはずである。このことを欠いたままに、政治に関する知識の習得や話し合い、模擬選挙等の学習を主権者教育として実践している場合が多い。主権、及び主権者をどう考えるかによって、主権者教育の目標、内容及び方法は異なってくる。教育の実践に先立って、その基礎づけが必要とされるのである。ただし、常識を追認するような基礎づけには意味はない。やはり、常識を揺さぶるように主権、及び主権者について考察したい。なぜなら、そうすることによって、主権者教育の固有性を明らかにできるからである。すると、現状の主権者教育の実践に対する批判的な眼差しをも確かにでき、その新たな可能性もみえてくるだろう。

そこで、ハンナ・アレント（Arendt, H.）の「現れの政治」の理論を足場に、主権者教育について考察する。主権、政治参加についての、アレントの理論は驚くほどに独創的である。たとえば、「全

\*佐賀大学大学院学校教育学研究科

体主義」や「悪」についてもそうだが、アレントは、一般的に使われている言葉に新たな意味を与える。そうすることによって、わたしたちに自己と世界の見方を変えるように迫るのである<sup>(1)</sup>。また、アレントの理論を際立たせるために、ハイデガー (Heidegger, M.)、及びレイヴ (Lave, J.) とウェンガー (Wenger, E.) の理論を補助とする。

これから展開する考察では、アレントが論じる「現れの政治」における、政治参加について描くようにする。アレントにしたがえば、公的領域において現れとして誕生し、自己を暴露する言論活動を主権の行使とし、そうする者を主権者と呼ぶことになる。このような主権者による政治は、利益配分や利害調整等の問題解決ではなく、言論活動によって主権者を演じるように振る舞い、相互に現れとしての存在を承認することを意味する。このような主権、及び主権者、政治の概念にしたがい、主権者教育についての新たな示唆を得るように、考察したい。

## 2 主権の危険性

### (1) 主権のアポリア

アレントが批判の対象とするのは、ヨーロッパ的な伝統としての主権概念である。自由意志を主権と同一視する見方を批判する。それが最も典型的に論じられているのは、ルソー (Rousseau, J., J.) の場合だとしている。もちろん、ルソーの主権論は多様に解釈できるし、アレントの批判が明らかに誤解を含んでいることもある (仲正, 2010)。しかし、ここでの目的はアレントの批判の妥当性の検討ではなく、アレントが論じる主権、政治について明らかにすることにある。それは、ルソーの主権論をリソースとして、アレントのそれを描き出そうとすることである。

アレントが批判の対象とするルソーは、社会契約論を論じるなかで、一般意志の力を主権とすることを述べている。すなわち、「自然はすべての人間に、自分の身体のすべての部分を自由に動かす絶対的な力を与えている。これと同じように社会契約は政治体に、そのすべての構成員にたいす

る絶対的な力を与えているのである。この一般意志によって導かれるこの力こそが、すでに述べたように主権と呼ばれる」(ルソー, 2008, p.68) のである。ここに述べられている主権は、身体を自由に動かすのと同じように、絶対的に自由に振る舞うことができる力である。それが政治体に与えられ、自由を実現する主権となるのである。

一般意志は、個々の構成員が契約することによって、政治体が一人の間人であるように自由に振る舞うことを可能にする意志を意味する。一般意志には、公共的で公正であることによって、個人の自由意志と一致することが求められる。そうであれば、政治体は自由意志としての主権を行使できる。換言すれば、主権は政治体の構成員を強制する法を民主的に決定して行使する力であり、それが可能な法的人格の主体が主権者であろう。力が絶対的であることは、他者の影響をまったく受けない、自由の実現でもある。このような一般意志としての主権は近代的国家、自治、民主政治を基礎づける理念となっているだろう。今日でも、その思想は受け継がれている。

ところが、アレントは、このような主権概念を拒否する。ルソーのような自由意志と主権との同一視は最も有害で危険である、と言う。なぜなら、「こうした同一視は、いかなる人びともけっして主権的ではありえないという認識に基づいて人間的自由の否定にいたるか、さもなければ、一人の間人、一集団、一政治体の自由は、他のすべての人びとの自由、すなわち他のすべての人びとの主権を犠牲にすることによってのみ購われうる」(アレント, 1997, p.222) かの、いずれかだからである。

国民主権であれば、自由意志によって国民が政治的決定に参加することがある。しかし、議会制民主政治であろうが、直接民主政治であろうが、誰にとっても自由意志による決定は実現しない。なぜなら、主義や主張、価値観、利害もそれぞれに異なる、多数の人びとの自由意志がすべて満たされる決定は、原理的に不可能だからである。このことは、国際社会における国家主権の場合も同

様である。もし、自己の自由意志を実現しようとするなら、すべての他者の自由を奪うことが必要になる。そうでなければ、自己の自由意志をあきらめるほかない。そもそも、自由意志にしたがうならば、その意志によって自己の将来を拘束するので、自己の自由を失うこともある。いずれにしても、自由意志の実現としての主権はアポリアを抱え込む。

このことは、主権者が互いにその自由意志を満たすことを強くしたり、弱くしたりすればよいという問題ではない。それを少しでも弱くするなら、完全な自由意志としての主権を失うからである。それは人間ではなく、神のような存在であっても同様である。明らかなことだが、「多神教の観念では、一人の神でさえ、たとえ強力であっても主権者たりえない。ただ唯一神という仮定のもとでのみ主権と自由とは同一になりうる。（「唯一神の神はそれだけで一にしてすべてであり、永遠にそうであろう。」）」（アレント, 1994b, pp.368-369）のである。もちろん、人間は唯一神のような存在ではない。したがって、完全な自由意志としての主権はフィクションであると考えざるほかない。現実には実現しないが、理想としてはあり得るなどと考えることも避けたい。ただ、主権について考えるリソースとして取り扱うようにすることが望ましいのではないか。

## （2）主権の危険性

完全な自由意志としての主権概念の危険性については、アレントはアイヒマン裁判について論じるなかでも述べている。ナチスの戦犯であるアイヒマンを裁くことに触れて、全体主義、及び官僚制システムの問題を論じている。アイヒマンは数百万人のユダヤ人を強制収容所に輸送する責任者であり、有能な官僚であった。裁判のなかで明らかになったが、自身が精力的に仕事をやりとげることによって、膨大な人数のユダヤ人が悲惨で不幸な結末を迎えることは知っていた。しかし、ヒットラーの『わが闘争』を読んだこともなく、決してユダヤ人を憎んでもいなかった。ただ、法と

命令にしたがっただけだと、アイヒマンは言うのである。

アイヒマンの自己弁護を一般化して考えてみよう。官僚組織の一員である場合、法と命令にしたがうことは義務である。この義務を忠実に果たすことは、当然のことである。なぜなら、義務として、国家の法と官僚組織の命令にしたがうことは、国家主権を実現することだからである。したがって、アイヒマンの自己弁護の正当性は、国家主権を根拠として成り立っている。

しかし、アレントは言う。すなわち、国家主権の行使と法にしたがうことであるが、「この二つのみが、この種の裁判において通常弁護側から持ち出される範疇なのだ。国家行為の理論は、主権国は他の主権国に対して裁判をおこない得ない（*par in parem non habet jurisdictionem*）という論拠にもとづいている」のである。しかし、実際にはニュールンベルグ裁判では、主権国が他の主権国を裁いたのである。また、国家主権にしたがうことによって罪が問われないこと、「これが認められたとすれば、完全な意味で真に責任を負う唯一の人間たるヒットラーすら罪を問われ得ないことになる」（アレント, 2000, p.223）のである。そうなれば、言うまでもなく、正義は失われる。

ところが、法と命令にしたがうことは、同意と服従として擁護される。ニュールンベルグ裁判及びアイヒマン裁判のような場合はもちろん、官僚が犯罪人となる裁判でも同じである。どんな国家も法律に服従することを国民に求め、組織においては上司の職務命令に対する服従を求めるのである。自国の法律と所属組織の命令に対する服従は欠かせないし、道徳律でもある。なぜなら、国民の服従がなければ国家的な統治体も存続できないからである。法にしたがうことがなければ、秩序は失われるからである。もし、法や命令にしたがわない自由を認めるならば、国家も組織も存続が難しくなる。そもそも、社会契約によって国家を形成する際に、一般意志としての国家の法にしたがうことに同意しているはずである。法によって組織が運営されているなら、組織の命令にしたが

うことは、その同意に含まれているはずである。

このような主張をアレントは、もっともらしいが完全に誤っていると言う。なぜなら、それは独裁や専制の場合も合意によって、それらを正当化できると主張することに等しいからである。なにより「これが誤謬であるのは、合意を服従と同じものと考えているところにあります。合意するのは成人であり、服従するのは子供です。成人が服従する場合には、実際には組織や権威や法律を支持しているに過ぎず、それを『服従』と呼んでいるのです。これは非常に長い伝統のある悪質な誤謬なのです」（アレント、2007、p.57）と言う。

ここで、わたしたちに求められているのは、合意による盲目的な服従ではない。このことは、すでに明らかである。しかし、法と命令に抗うことは、容易ではないはずである。それでも、アレントは言う。すなわち、「人間はたとえ自分自身の判断しか頼るものではなくても、しかもその判断が周囲の人々のすべての一致した意見と逆らうものであっても、善悪を弁別する能力を持っていないければならない」（アレント、2000、pp.226-227）のである。それは、アイヒマンが欠いていた能力なのである。

### 3 現れとしての政治

#### (1) 人間の条件と活動

さらにアレントにしたがって、主権と政治参加について考察するために、よく知られている「活動力」あるいは「活動的な生活」について確認しよう。そもそも、人間は、地球において限りある生命の存在として活動する。それには3つの活動的な生活（*vita activa oder vom tätigen Leben*）がある。それは、労働（*labor*）、仕事（*work*）、活動（*action*）の3つである。第1の労働は生命というべき条件に応じて、生命を維持するために消費財を生産することである。第2の仕事は、永続的な人工物の世界をつくる活動である。種としての人間が永遠に生き続けたとしても、死すべき個々の人間の慰めにはならない。そのため、永続する人工的な世界をつくる活動が必要なのである。そ

れは芸術作品や長く使われる建築物等をつくる活動であり、世界性（*worldliness*）に条件付けられた活動である。

これらの2つの活動は、集団であれば規模は拡大するが、基本的に個人でも可能である。個人で可能であり、他者を必要としないということは、私的領域（*private sphere*）におけることなのである。もちろん、芸術作品は多くの人びとに鑑賞されて、人工の永続的な世界をあらわにする。この点では私的領域を超え出るが、芸術家は自身の制作活動は他者にみられたくないであろうし、みられなくて可能なのである。やはり、それは私的領域における活動なのである。

一方、第3の活動は、人びとの間における直接的なかわりを必然とする行為であり、公的領域（*public sphere*）におけることである。それは、この地球上に多数の人びとがともに生きるという多数性（*plurality*）によって条件付けられる。具体的には、それは言論活動としての政治であり、共同体に貢献する公共的な行為である。これらの活動は古代ギリシアのポリスをモデルとしているが、政治（*politics*）の語源はポリス（*polis*）に求めることができるのである。そこで、アレントは「政治的であるということは、ポリスで生活するということであり、ポリスで生活するということは、すべてが力と暴力によらず、言葉と説得によって決定されるという意味であった」（アレント、1994a、p.47）と言う。当時のギリシア人にとっては、暴力や命令による強制は、ポリスの外部において行われることであった。それは、人を人として扱わない野蛮な行為だったのである。一方、ポリスの内部において他者を動かすには、言葉による説得しかなかった。言葉による説得こそがポリスの生活であり、政治だったのである。

しかし、現代では言葉による説得が政治だと考える傾向は、弱い。なぜなら、議論を避けたり蔑んだりする風潮は小さくないからである。また、多数派工作、あるいは暴力による利益配分や利害調整が政治だと思える場合も少なくない。このように言葉による説得としての政治が軽視されるの

はソクラテス裁判にまで遡ると、アレントは述べる。よく知られているが、法廷での弁明に先立って、ソクラテスの有罪は決まっていた。そのため、「プラトンがポリスの生活に絶望し、同時に、ソクラテスの基本的な教えの幾つかに疑いを抱いたときである。ソクラテスが自分の無罪と真価——若くて優秀なアテナイ市民らにとっては明々白々たることだった——について裁判官たちを説得できなかったために、プラトンは説得の有効性を疑うようになった」（アレント, 2008, pp.36-37）のである。

しかし、プラトンに始まる言論軽視の伝統を認めたとしても、人間の条件としての複数性、この地球上に多数の人間が生きるという条件が求める活動の価値が小さくなるものではない。多数性を必須とするのは労働でも仕事でもなく、活動だからである。言論を始めるならば多数の人々のあいだに公的領域が形成され、人びとの共生が可能になるのである。

## （2）言論活動による自己の暴露

アレントは、存在は現れとして存在し得ると述べている。世界のなかで「存在者は存在を知覚できる存在に対して、現れ (appearance) という形式でのみ存在することができる。すなわち、「存在と現れは一致しているのである」（アレント, 1994b, pp.23-24）と言う。当然、人間もまた同様であり、世界を構成する現れとしての存在の一つなのである。現れとしての存在は、現れを知覚できる者にのみ、その存在が知られる。わたしたち人間は、当然のことだが、現れとしての存在者を知覚できる存在者である。すると、わたしたちは、わたしの現れを知覚できる他者を欠いて存在することはできない。他者も現れとして、わたしによって知覚されなければ、存在し得ない。わたしと他者とが互いに現れとして知覚できるのは、他者を必要とする公的領域である。そうであれば、公的領域では「それに適切であると考えられるもの、見られ、聞かれる価値があると考えられるものだけが許され、したがってそれに不適切なものは自

動的に私的な事柄となる」（アレント, 1994a, p.77）と言う。必ず他者を必要とする活動は、先にも述べたとおり他者に向けての言論活動である。それ以外は、私的領域におけることとして、公的領域からは排することになる。

アレントは、古代ローマの場合を例に、公的領域の市民的な人格 (persona) と私的領域の個人 (individual) との差異について述べる。前者は、今日の法的人格をもっていた。そのため、ローマ市民はまるで舞台上で演劇を演じるかのように、法によって割り当てられた人格として振る舞っていたのである。それは、ローマ市民として振る舞うことである。そのため、「法廷に入るのは自然的自我ではない。法の前に現れるのは法によってつくり、権利義務を有する人格である」と考えられていた。一方、私的領域における存在は法的人格を奪われた個人であり、生物学的な意味での人間を意味する。そのような存在は、「たとえば奴隷のように、法の領域と市民たちの政治体の外部に置かれた人を意味しており、もちろん、政治的には無意味な存在である」と言う(アレント, 1995, pp.158-159.)

言うまでもなく、アレントは奴隷制を支持するのではない。市民と市民とは認められない人とが明確に区別されていた当時のローマについて、述べている。そこでは、市民は、役者のように市民を演じることによって市民として現れ、存在することができた。役者は、観衆を必要とする。観衆がみることによって役者は演じる役者になり、役者が演じることによって観衆は演技をみる観衆になることができる。このような演劇的な相互構成の関係において、法的人格をもった市民は市民として存在が可能になり、市民共同体が構成された。

そこでは、「人びとは活動と言論において、自分が誰であることを示し、そのユニークな人格的アイデンティティを積極的に明らかにし、こうして人間世界にその姿を現す」のである。現れは、ただ現れとしての存在になり得たらよいのではなく、ユニークなアイデンティティをもち得た人間でなければならないのである。それは、生物学的

な意味での現れではない。すなわち、「その人が「なに」(“what”)であるか—その人が示したり隠したりできるその人の特質、天分、能力、欠陥—の暴露とは対照的に、その人が「何者」(“who”)であるかというこの暴露は、その人が語る言葉と行う行為の方にすべて暗示されるのである(アレント, 1994a, pp.291-292.)。身体的な特徴や能力の発揮などではなく、言論活動の内容こそが、公的領域における現れとしての存在を明らかにする、と言うのである。

これまでみてきたように、アレントが論じる市民とは、公的領域における現れとして存在である。そのとき、その場に依じて他者との関係において、人間は何者かになり得る。他者との関係において現れとして明らかになる可能な存在は、実存(existence)である。したがって、市民は他者が認める現れとしての実存の一つなのである。強調したいのは、他者との関係において、演じるように市民になり得ることである。

### (3) 約束と許しが拘束する主権

市民となるために、人びとの間で演じるかのように言論活動、すなわち言論活動と言論にかかわる実際的な活動(主張を実現しようとする行為等)をしなければならない。言論活動は、法的人格として法にしたがって行うべきことである。法は法的人格をもつ者を平等に取り扱う。そこでの人びとは、対等な関係にある。対等な人びとが交わす言葉、語るべきは自己のことではない。それは人びとのことであり、多数の人びとがともに幸福に生きることについての語りとなる。そうすればこそ、人びとの間において語るべきことを語ることになり、多数性という人間の条件を満たすことになる。

このような言論活動は、人間関係の網の目(web of human being)を形成し、そのなかで行われることである。言論は、それを行う者とそれを聴く者との互いに入れ替わりながら行うことであり、より多くの者が参加するほどに人間の条件である多数性をより満たすことができる。そもそも、複数

の人間が存在するところでは、常に人間関係の網の目が形成されているとも言えよう。そこにおいて、言論による自己の暴露と活動の始まりが可能になる。また、それらの結果も網の目のなかで完結する。こうして、「言論と活動はともに、新しい過程を出発させるが、その過程は、最終的には新参者のユニークな生涯の物語として現れる」(アレント, 1994a, p.298)のである。すなわち、新参者として、人間関係の網の目において言論活動を行い、現れとして存在することは物語を紡ぐことなのである。すると、自己は物語として存在すると言えよう。

しかし、言論活動の目的そのものは達成できない、とアレントは言う。公的領域に誕生した新参者が言論活動を行うことによって、自他の物語りに影響を与え合うことにとどまる。それぞれの物語は、実存を確かにするだろうが、言論と活動とが目指す目的の実際的な達成は期待できない。すなわち、「活動がほとんどその目的を達成しないのは、このように人間関係の網の目がすでに存在しているからであり、その網の目の中では、無数の意志と意図が葛藤を引き起こしているため」(アレント, 1994a, p.298)だと考えられる。

人間関係の網の目のなかで言論と活動を行う場合、その目的は達成できないし、思いもよらない結果を招く。なぜなら、世界のなかでただ1人で行為をするのではないからである。活動しようとする多数の他者の意志との対立、葛藤のなかで、活動は思わぬ方向に進むことが一般的であろう。そこには、不可逆性と不可予言性を認めなければならない。すなわち、「不可逆性というのは、人間が自分の行っていることを知らず、知ることもできなかったにもかかわらず、自分が行ってしまったことを元に戻すことができないということである。この不可逆性の苦境から抜け出す可能な救済策は、許しの能力である。これにたいし、未来の混沌とした不確かさ、つまり、不可予言性にたいする救済策は、約束をし、約束を守る能力に含まれている」(アレント, 1994a, p.371)のである。このように、不可逆性に対しては許しが欠かせず、

不可予言性に対しては約束が救済策になると言う。

人間関係の網の目のなかで行う言論活動が、どのような波紋を呼び、人びとにどのような影響を与えるのかはわからない。わかっているつもりであっても、予測不可能性により、思わぬ影響を人びとに及ぼす。それが望ましくない場合は罪として許されないし、罰せられるべきである。しかし、許されることによって、人は新たな活動を始める自由が得られる。自由にこそ、許しを与えなければならぬ理由がある。許しは一定の代償を求め、人間関係の網の目を破壊しかねない復讐などを避けるためにも必要である。

一方、言論活動の影響と帰結などは、神でない人間が予測し、予言などすることはできない。言うまでもなく、それらは多数の人々の意図や意志が葛藤する人間関係の網の目におけることだからである。そうであれば、結果的に人々に与える望ましくない影響を恐れ、他者を傷つけるのではないかなど、言論活動には躊躇する。しかし、躊躇しないために、上に引用したように「不可予言性にたいする救済策は、約束をし、約束を守る能力に含まれている」のである。予言はできないけれども、約束はできる。約束は実現できないけれども、許しは与えられる。こうして、人間関係の網の目における、言論活動の自由が確保される。それは、市民になる実存可能性なのである。このような許しと約束による自由の確保を、クリステヴァ (Kristeva, J.) は高く評価する。政治における「最高の二つの調整メカニズム」が見出されたと指摘している (クリステヴァ, 2015, pp.140-141)。

さて、主権についての議論に立ち返ると、ルソー的な自由意志としての主権概念に代わるものが、約束と許しが拘束する主権としての言論活動になる。すでに紹介したが、ルソーが論じるような主権は虚偽、さらには危険であると、アレントは指摘していた。個人であれ、国家であれその自由意志としての主権を行使するなら、他者あるいは他の国家の自由を奪うということである。しかし、相互の約束によって拘束された関係において

は、言論による主権はリアリティをもつ。ただし、「この場合の主権というのは、人びと全員をなぜか魔法のように鼓舞する単一の意志によって結びつけられた人びとの団体の主権ではない。そうではなく、それは同意された目的によって結ばれ、一緒になっている人びとの団体の主権であり、そこで交わされた約束は、この同意された目的にたいしてのみ有効であり、拘束力をもつのである」(アレント, 1994a, pp.382-383) と言う。

明確に示された限られた目的に同意することは、服従ではない。目的の達成に限って、同意にしたがうことが約束される。このような約束は水平的な権力関係を生み、相互に対等に強制する。一方、支配と被支配の関係による垂直的な権力は一方的な強制となり、しかも制限されることなく自由を奪っていく危険性がある。当然、それには抵抗が生まれるので、権力の行使には暴力が不可欠になる。こうして、自由意志としての主権をフィクションとするためにも、約束に拘束される限られた主権の実践が求められる。そのための言論活動が旺盛なものとなるように、市民になる誰もがそこに参加するべきであろう。

#### 4 実存的な学び

##### (1) 判断力と共同体感覚

約束に拘束される主権の行使には、公的な領域において言論と活動を行うことが求められる。自己が何者であるかを暴露するように、現れとしての存在を始めることである。アレントが言う政治とは、このような人間関係の網の目において言論と活動を行い、公的領域において自己を開示し、何者かになっていくことであり、約束に拘束された主権をリアルなものにしていく営みである。多数性という人間の条件を満たすように、多様な個性の多数の人びとが共生することを目的に言論活動を行うことが政治なのである。

したがって、政治参加は、言論によって自己を暴露し、公的領域に現れとして誕生することが始まりとなる。また、そこでの言論と活動は自他の個性的な物語を紡ぎ出す。ポリスの人びとであれ

ば、その物語には永遠の生命を見出すことであろう。一方、現代のわたしたちにとっては、現れとしての儂いひとときを生き証となるのかもしれない。このように考えてくると、政治とは人びとのなかで人びとともに、物語に生きることであるとも言えよう。

では、公的領域に誕生し、政治的に生きるためには、どのような能力、資質が必要とされるのだろうか。先にみてきたように、まずは許しと約束の能力があるだろう。さらに、アレントは判断力を求めている。アレントは大部の著書『精神の生活』において、思考 (thinking)、意志 (willing)、判断 (judgement) という3つの精神力について書こうとした。ただし、第3部に予定されていた判断については、当然の死によって、未刊に終わっている。しかし、残されていたカントの政治哲学に関する講義録に判断に関する記述があるので、多くの研究者は、そこにアレントの判断力論を読み取ろうとしている。

現れの世界における誕生としての、政治参加に即して言えば、思考は現れの世界から引きこもって、自己の存在について考えることである。それは、どのような存在として現れるかについて自ら考えることであり、公的領域における言論によって可能となるのではない。意志は、公的領域への誕生、あるいはそこから引きこもることを決定する力であろう。言論と活動を新たに始める自由への意志である。一方、判断力は公的領域における言論活動を支える能力である。言論活動をするにおいて、その内容について望ましいことと望ましくないこととを区別する力だと考えてもいいだろう。

アレントは、カントを引用し、人間の本質は社交性にあると述べている。すなわち、「この考え方は、人間の相互依存は必要と欠乏 (needs and wants) のために仲間に依存することであることを強調する他の全ての理論とは、根本的に一線を画している」のである。必要と欠乏は、アレントの言う人間の活動力の3つのうちの、労働及び仕事によって満たされる。この2つは、基本的には他

者を必要としない、私的領域における活動なのである。それに対して、公的領域における言論活動は多数の他者が構成する人間関係の網の目を必然とし、多数性の条件を満たす活動である。社交性を人間の本質とすることは、アレントの望むところであろう。

さらに、カントが社交に必要な心的能力として判断力を重視することに、アレントは注目する。すなわち、カントは心的諸能力 (mental faculties) の一つである判断力が他者の現れを前提にしていることを強調していると、アレントは言う。また、それは「私たちが判断力という用語で呼んでいるものに限定されません。カントの場合、そこには、『感情 (feeling) や情動 (emotions=Empfindungen) はそれらが一般に伝達可能である場合のみ価値があるとみなされる』という観念が結び付いている」と言う。このような判断力が備わっていればこそ、社交が可能になる。なぜなら、感情や情動も含む広い意味での判断力があれば身体的にも他者と共鳴し、共感できる他者の立場から考え、他者に何かをよりよく伝達することができるからである。もし、「そうでなかったら、他者に会うこともなく、他者が理解できるような仕方でも話さなくてもいい」かもしれない。しかも、感情や情動が多くの人びとに向けられ、「私たちが伝達できる人たちの範囲が広ければ広いほど、伝達される対象の価値も大きくなる」のである (アレント, 2009, pp.136-137)

このような判断力を、アレントは共同体感覚に求める。なぜなら、「人は常に、自分の共同体感覚、自分の共通感覚に導かれながら、共同体の一員として判断」するからである。しかも、「人は、人間であるという端的な事実によって、世界共同体の一員である、とすることができます。これが人の『世界市民的なあり方 cosmopolitan existence』です。人が政治的な事柄に関して判断を下し、行為する時、人は自分が政治市民である、したがって世界観察者 (Weltbetrachter)、世界注視者でもあるという一現実ではなく一理念に基づいて、自分の位置を見極めなければならぬ」(アレン



ト, 2009, p.140)。ここでは、多数性という人間の条件を最大限に満たすように、世界市民になることが求められる。そのような世界的な人間関係の網の目のなかに現れるように、最大限に共同体感覚を働かせ、言論活動による政治参加をしなければならない。

## (2) 本来的自己

すでに言及したように、アレントは、言論活動によって自己を暴露することを誕生と呼ぶ。すなわち、私的領域から抜け出して、公的領域における政治的な人間としての誕生なのである。このような誕生は、ハイデガー (Heidegger, M.) が論じる、本来的自己への実存を決断する場合と同じように思える。日常的な他者との関係を断ち切って、本来の自己を実現することである。すでに、川崎修が指摘するように、アレントが言う公的領域への誕生は日常的な私的領域からの離脱だと考えられるからである。川崎によれば、「アレントの場合も、私的領域の日常性に埋没している人間、すなわち日常的、平均的な自己、あるいは社会的役割に埋没している自己が、本来的自己へと立ち上がり、わざわざリスクを冒して公的空間にみずからをさらすという論理を使っている」(川崎修, 1998, p.347) というのである。

ハイデガーによれば、わたしたちは世界内存在 (In-der-Welt-sein) であり、自己の意思とは関係なく世界のなかに投げ込まれ、生きられた世界として道具や他者と慣れ親しんでいる。慣れ親しみは、アレントが言う活動には必須のことである。労働するには、労働に必要な道具を使い、道具を使いこなすように慣れ親しむ。仕事をするにも、同様である。そのため、わたしたちは「道具立て全体の手許に在る在りようを構成するさまざまな指示関係に目くばりしながら、しかもそれを特に主題とすることなくそこに没頭していることで在る。配慮は、そのつどの在りようからして、すでに世界とのなんらかの親しみを基盤としている。この親しみの中で、現存在は世界の内部で出会うものについて気を取られて自分を見失ってしまったりす

る」(ハイデガー, 2015, p.110) ののである。つまり、道具を使い、労働や仕事に没頭するなかで溶解するように、自己を見失うのである。

このように自己を見失うことを、ハイデガーは頹落 (Velfallen) と呼ぶ。それは、わたしたちの日常のあり方である。自己の内部から生じる不安を忘れるように「何かに没頭することは、概して『ひと』の公共性の中で我を忘れてそこに埋没しているという性格を持っている。現存在は、本来的に自己自身でありうべき在り方としての自分自身からさしあたっては常にすでに脱落していて、『世界』へ頹落している」(ハイデガー, 2015, p.176) ことが問題である。すなわち、頹落により、本来的自己を見失っているのである。

頹落において、人間存在の構造を共存在とも呼ぶハイデガーは、他者との関係のなかでの頹落を強調している。つまり、「『世界』へ頹落しているというのは、巷談や好奇心や曖昧さによって導かれているかぎりでの相互共同存在の中に没頭していることを指している」と言う。それは、「『世界』ならびに『ひと』の中の他者たちとの共同存在によってすっかり気を取られている在りようを指す」のである (ハイデガー, 2015, p.176)。周りの他者を気遣い、同調して自己を見失うことなどによる頹落が共同存在のあり方でもある。

アレントとハイデガーは、論じることが対照的でもある。アレントは公的領域、すなわち人間関係の網の目のなかにおいて人は本来的存在 (政治市民) となり得ると考えている。一方、ハイデガーは、逆に、自己を見失う人びとのあいだから身を引き、その関係を断ち切るなかにおいて、本来的自己を見出そうとする。このような決定的とも思える差異はあっても、実存としての可能性を求めている点では両者は等しい。

特に、ハイデガーは「死への先駆け」による決断によって頹落を抜け出し、本来的自己をつくることができると言う。すなわち、死を強く自覚するように、「先駆けけることを通してこの在りうべき在り方が隠れなく立ち現れてくる中で、現存在は自分の最果ての可能性が何であるかを自ら自

身に対して開示することになる」のである。また、そこでは実存として「自分に最も固有な最果ての在りうべき在り方を理解する可能性であること、すなわち**本来的な実存**の可能性であることが判明する」のである（ハイデガー、2015、p.392）。ここにおいてこそ、有限な存在としての本来的な自己を実現できるのである。

### （3）実存的な学び

ハイデガーが言う頽落は、アレントの立場からすれば、私的領域に引きこもり、公的領域に誕生する以前の状態であるとも解釈できよう。すると、公的領域のなかで政治市民として存在するには、ハイデガーの言う「死への先駆け」ではなく、「誕生への先駆け」としての決断が必要になると言っても許されるだろう。たとえば、「誕生への先駆け」は政治的な決定について言うべきことは言わなければならない、と強く決意することではないか。あるいは、政治に対する漠然とした不安によるのかもしれない。いずれにしても、果敢とも言うべき決断によって、人間関係の網の目のなかにおいて、困難を感じたとしても言論活動を行い、ユニークな自己を暴露する物語をつくる。このような活動に学びを見出し、主権者になろうとする実存の学びと呼びたい。すなわち、自己のあり得るべきあり方を求め、世界とのかかわり方を変えて、新たな自己をつくる実存の可能性を追求する活動である。

それは、世界と学習者と学習活動が相互構成であることを論じる、レイヴとウェンガーの学習理論である正統的周辺参加（*Legitimate Peripheral participation*）によっても説明できよう。頽落は、実践の共同体への参加において、古参者として十全（*full*）に参加を果たしている状態である。そこでは、共同体の道具（学習資源）と成員に慣れ親しみ、配慮して自己を見失っているのである。学習としては、身体が自然に素早く動くような、熟達である。もはや、自己を主題化することもなく、新たに学ぼうともしない。しかし、「死への先駆け」あるいは「誕生への先駆け」によって、新参

者としての周辺性（*periphery*）を回復するように、新たに学び始めたり、他の共同体への参加をしたりことがあるだろう。

もちろん、共同体は具体的に指差すことができるものではない。近代以前の共同体にでもない。共同体も多種あり、メンバーは多様であり、関心や能力も異なり、参加のあり方もそれぞれなのである。すなわち、抽象的で理解が難しいかもしれないが、「共同体という言葉は共存を必ずしも意味しないし、明確な定義、特定のグループ、あるいは社会的に明らかな境界をもつことをも意味していない」（Lave/Wenger, 2006, p.98）のである。

同様のことは、アレントも述べている。政治市民が誕生する「ポリスというのは、ある一定の物理的場所を占める都市＝国家ではない。むしろ、それは共に活動し、共に語ることから生まれる人びとの組織である。そして、このポリスの真の空間は、共に行動し、共に語るというこの目的のために共生する人びとの間に生まれるのであって、それらの人びとがたまたまどこにいるかということとは無関係である」（アレント、1994a, p.320）と述べている。ただし、アレントは、多数性という人間の条件を満たすように「世界市民」としての誕生までも求めている。つまり、たとえば家族のような私的領域としての共同体から、世界市民の共同体への誕生が期待されるのである。

今日の世界では、多数性の条件を否定するような出来事や行為が再び増加の傾向にあるように思える。もし、そうであるならば、これまで以上に、アレントにしたがって、実存的な学びを行うことが求められるはずである。なにより、そこには自由がある。約束によって互いに制約されるが、人びとの間において活動を始める自由がある。アレントは、アウグスティヌスの「始まりがあるように人間が創造された」という言葉を引用している。すなわち、「それは、我々は誕生することによって自由たるとべく運命づけられている、ということしか語っていないように思われる」（アレント、2003, p.258）と言う。自由と主権とを同一視するなら、ここで述べられている、自由を採用す

るべきではないか。個人と国家のいずれであつても、主権者は多数の存在者のなかにおいて約束と許しを与えられ、言論活動を始める自由としての主権を行使するのである。

## 5 小括—主権者になるために—

主権と主権者、主権者になるための学びについて、アレントの「現れの政治」理論を足場として論じてきた。第1に、自由意志の実現としての主権は危険であることを確認した。第2に、公的領域に現れとして誕生し、約束の制約はあるものの、許しを与えられる自由な言論活動によって主権者として存在し得ることについて述べた。第3に、私的領域から公的領域へと誕生することを決断し、言論活動を行うことが、主権者になる実存的な学びになることについて考察した。

これらの考察からすれば、現状の主権者教育に対して、次の3つを指摘したい。第1は、主権、及び政治の概念について、アレントが論じるような、ヨーロッパの伝統的なそれらを批判する立場があることについての認識の拡張である。常識的には、日本においても近代化のなかでヨーロッパの伝統的な政治概念を受け継いでいる。しかし、アレントの他にもあるだろうが、それとは異なる主権概念について学習する必要性を検討するべきではないか。たとえば、ギアツ (Geertz, C.) が論じるバリの劇場国家 (ヌガラ Negara) はどうか。主権及び政治の概念を豊かにするために、多様なそれらにも目を向けたい。

第2に、実存的な学びの視点からの検討である。すでに明らかなように、実存的な学びとは、可能な自己を選択し、何者かになる学びである。それは、知識や技能を学習者個人が習得するという、常識的な学習観とは異なる。知識や技能の習得を超えて、自己変容していくことが学習であると考えられる。すると、主権や政治についての知識や技能の習得だけでは主権者になり得ないと言えよう。アレントが言う公的領域への誕生が必要ではないか。また、それには「誕生への先駆け」のような、決断を必要とするとも思える。やはり、現実の政

治的状况において、言論活動を始めなければならないと強く思える機会や場を必要とするのではないか<sup>(2)</sup>。また、言葉とともに言論活動を支える共通感覚のような情動性をも重視したい。

第3に、主権者教育は学校だけにおけることではないことを改めて確認したい。一般成人教育としても、政治家や官僚等の専門家教育としても充実させる必要があるのではないか。紹介したように、国家主権のために法と命令にしたがうことを正当化するアイヒマンの「悪」について、アレントは論じている。そこでは、近代的システムとしての国家や官僚制、組織一般のあり方をも問うている。このことも視野に入れて、社会全体で広範に精力的に主権者教育について取り組むべきであろう。また、その全体のなかで学校教育が担うべき部分を明らかにするべきであろう。

なお、アレントは学校教育において現実的な政治問題を取り扱うことには、否定的である。現れの世界から未成年の児童・生徒は隠され、家庭を場所として保護されるべきだからである。しかし、現れの世界においては新参者の誕生を必要とすることは、言うまでもない。現れの世界の維持に必要な新参者の誕生については、わたしたちの誰もが考えるべきことであり、教育学だけに委ねることはできないとも述べている (アレント, 1997)。このことからすれば、学校は社会に開かれたカリキュラムを開発し、実践を試みることによって、外部の多様なアクターと連携し、協働することに積極的になるべきであろう<sup>(3)</sup>。

## 注

- (1) 新しい言葉と概念が思考を自由にする。このことについて、ヤング＝ブルーエルは次のように述べている。なによりも「アレントが思考や言葉に求めたのは、新しい世界に適していること、決まり文句を失効させうること、考えなしにうけ入れられた思想を拒否しうること、紋切り型の分析を打ち破りうること、嘘や官僚的まやかしを暴露しうること、そして、人びとがプロパガンダによるイメージへの依存から脱す

るのを助けうることである」(ヤング＝ブルーエル, 2017, p.12) と言う。

- (2) ダイバーシティに関する渋谷区の条例を教材とし、同性パートナーシップについて討論する中学校社会科授業を開発し、実践を試みている。そこでは、学習者は性的少数者について語ることに際して、自己変容するように自己を開示していることが認められた(長澤／佐長, 2018)。
- (3) 別のところで、ラトゥール(Latour, B.)のアクターネットワーク理論(Actor. Network Theory)にしたがい、社会に開かれ、多様なアクターと結ぶように、カリキュラム概念を拡張することについて論じている(佐長 2018)。

### 引用・参考文献

- アーレント, ハンナ, 1997, 『過去と未来の間—政治思想への8試論—』(訳・引田隆也他) みすず書房。
- アーレント, ハンナ, 2000, 『イエルサレムのアイヒマン—悪の陳腐さについての報告—』(訳・大久保和郎) みすず書房。
- アレント, ハンナ, 1994a, 『人間の条件』(訳・志水速雄) 筑摩書房(Arendt, Hannah, 1998, *The Human Condition second edition*, The University of Chicago Press)。
- アレント, ハンナ, 1994b, 『精神の生活 上』(訳・佐藤和夫) 岩波書店。
- アレント, ハンナ, 1995, 『革命について』(訳・志水速雄) 筑摩書房。
- アレント, ハンナ, 2003, 『精神の生活 下』(訳・佐藤和夫) 岩波書店。
- アレント, ハンナ, 2007, 『責任と判断』(訳・中山元) 筑摩書房。
- アレント, ハンナ, 2008, 『政治の約束』(編・コーン, ジェローム, 訳・高橋勇夫) 筑摩書房。
- アレント, ハンナ, 2009, 『カント政治哲学講義録』(編・ロナルド・ベイナー, 訳・仲正昌樹) 明月堂書店。
- 川崎修, 1998, 『アレント—公共性の復権—』講談社。

川崎修, 2010, 『ハンナ・アレントの政治理論 アレント論集 I』岩波書店。

ギアツ, クリフォード, 1990, 『ヌガラ—19世紀バリの劇場国家—』みすず書房。

クリステヴァ, ジュリア, 2015, 『ハンナ・アレント講義—新しい世界のために—』(訳・青木隆嘉) 論創社。

斎藤純一, 2008, 『政治と複数性—民主的な公共性に向けて—』岩波書店。

佐長健司, 2018, 「学校カリキュラムとしての社会的ネットワークプラン・P D C A サイクル・学習環境デザインを超えて—」佐賀大学教育学部『研究論文集』第2集第2号, pp.81-93。

長澤都香／佐長健司, 2018, 「ネットワークと言論による正統的周辺参加—中学校社会科授業『同性パートナーシップ条例について意見を述べよう—』を事例として」佐賀大学大学院学校教育学研究科『研究紀要』第2巻, pp.102-117。

仲正昌樹, 2010, 『今こそルソーを読み直す』NHK出版。

ハイデガー, マルティン, 2015, 『存在と時間』(訳・高田珠樹), 作品社。

文部科学省, 2016, 「主権者教育の推進に関する検討チーム最終まとめ—主権者として求められる力を育むために—」。

ヤング＝ブルーエル, エリザベス, 2017, 『なぜアレントが重要なのか』(訳・矢野久美子) みすず書房。

ラトゥール, ブルーノ, 2007, 『科学論の实在—パンドラの希望—』(訳・川崎勝他) 産業図書。

ルソー, 2008, 『社会契約論／ジュネーヴ草稿』(訳・中山元) 光文社(原著は1762年)。

レイヴ, ジーン／ウェンガー, エティエンヌ, 1993, 『状況に埋め込まれた学習—正統的周辺参加—』(訳・佐伯胖) 産業図書(Lave, Jean / Wenger, Etienne, 2006, *Situated Learning: Legitimate Peripheral Participation*, Cambridge, University Press)。

(2020年1月31日 受理)